

福祉型信託(高齢者の財産管理対策)

数年前に夫からアパートを相続しました。
一人暮らしで、最近物忘れも多くなってきた気がします。もし認知症になってしまったら考えると、不安でいっぱいです。
後見制度は、軽い症状のうちは適用されず、守るすべがないとも聞かし…。

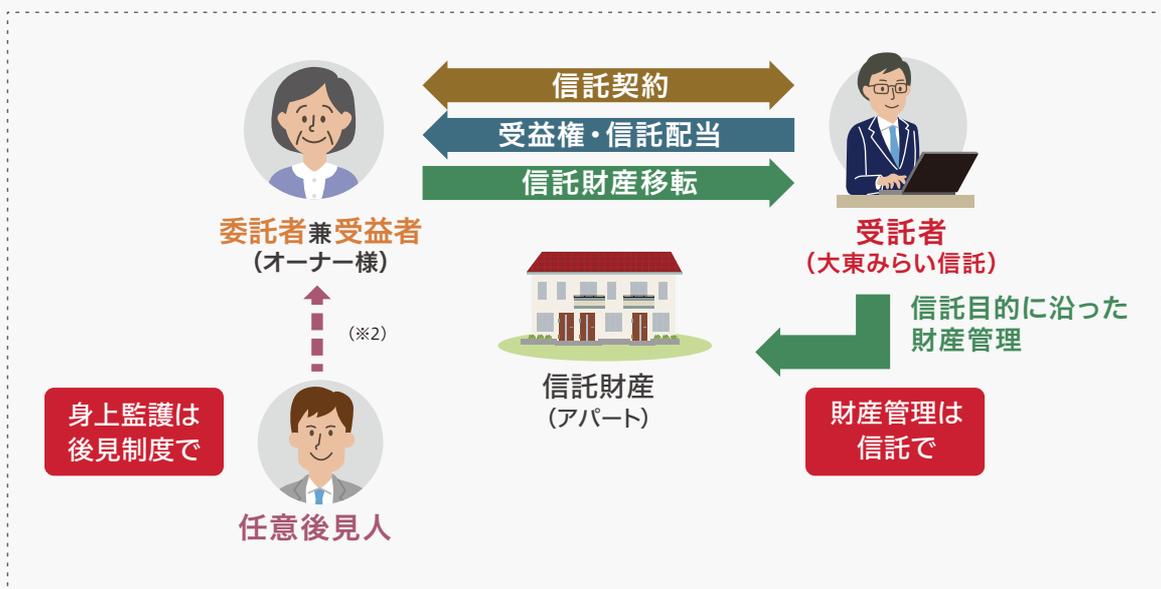


“信託”で悩み解決！



信託すると、判断能力が衰えてからも、
受託者により財産が安全に管理されます。

- オーナー様はアパートを信託し、信託会社(受託者)に管理を委ねます。
- 信託では、オーナー様の判断能力の状態にかかわらず、受託者は、信託契約に定められた通り、受益者であるオーナー様のために、忠実に財産管理をおこなうので、悪意の第三者から大切な財産が守られます。
- 後見制度の利用も考えられますが、後見は医師の診断書に基づいて、家庭裁判所の審判があってはじめて開始されます。軽い症状のうちは守られないのが難点です。
- 最近では、後見人の不正も多発していますので、後見人に任せるのは身上監護(※1)のみとし、財産管理は信託を利用する、ダブルの備えが安全です。



(※1) 身上監護とは、生活・医療・介護などに係る契約や手続きを、被後見人に代わっておこなうことをいいます。
(※2) 家庭裁判所の審判を経て、発効されます。